

農 地 法 第 3 条 許 可 申 請 添 付 書 類

この添付書類は、みどり市地内の農地について、農地法に基づく申請を行う場合であるので、群馬県下統一でないことを承知置きください。

みどり市農業委員会

◆ 農地法第3条許可申請（農地のままで売買・贈与・交換・賃貸借等）

書 類 名	備 考
1 申請書（様式 1-1） 続 紙（別紙） （様式 1-2-1） （様式 1-2-2）※	※記入については記入例を参照 ※様式 1-2-2 は譲受人が農地所有適格法人の場合のみ必要
2 住民票の謄（抄）本	譲受人…謄本
3 定款又は寄付行為の写し	法人が取得等する場合 ※定款、寄付行為の写しについては、法人代表者の原本証明が必要
4 土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る
5 耕作証明書等	譲受人がみどり市以外の居住者の場合のみ
6 居住地、申請地及び通作経路を示す図面	譲受人がみどり市以外の居住者の場合のみ
7 賃借権等に基づき耕作等を行う者の同意書等	賃借権等に基づき耕作等を行う者が存在する農地の所有権を、その耕作等を行う者以外の者に移転しようとする場合で、合意解約がされる場合
8 単独申請行為該当事由を証する書面	連署しないで申請する場合（競売期日の調書、公売の売却決定通知書、遺言書等の写し）
9 所有者であることを証する書面	申請者が土地の登記事項証明書に記載された所有名義と異なる場合 （例）相続が未登記の場合 → 戸籍謄本等 住所変更の場合 → 住民票抄本等
10 土地所有者の同意書	賃借権等に基づき耕作等を行う者がその農地の賃借権、使用賃借権を移転する場合
11 法人の登記事項証明書	法人が取得等する場合
12 組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し	農地所有適格法人の取得等の場合 （例）農事組合法人 → 組合員名簿 株式会社 → 株主名簿 有限会社 → 社員名簿
13 農業経営改善計画認定申請書の写し及びその認定書の写し	農業経営基盤強化促進法第 14 条の適用のある農地所有適格法人の場合
14 農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者と農地所有適格法人との間で締結された契約書の写し等	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合
15 構成員が承認会社であることを証する書面及び構成員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、承認会社を構成員とする場合
16 農業経営受託規程	農業協同組合の取得等の場合

17 農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	農地法第3条第3項の規定（解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農地所有適格法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定）の適用を受けて許可を受けようとする場合
18 景観法第56条第2項の規定による指定を受けたことを証する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合
19 その他参考となるべき書類	農業委員会が必要と認めて提出を求めた場合
20 委任状	行政書士等の代理人が行う代理申請の場合

◆ **農地法第3条**

1～20の順に該当するものを添付。

※申請書（様式 1-1）は2部提出してください。

◆ **その他**

- ① 証明書等は**申請日前3か月以内**に発行されたものを添付してください。
- ② 申請書には申請人等（申請人、譲受人及び譲渡人等）の押印（**行政書士が代理人申請する場合は、行政書士印のみで申請人の押印は不要**）が必要になります。また、申請書の補正も考えられますので、上部枠外に捺印を押印してください。
- ③ 申請書に、申請人及び代理人の連絡先（電話番号）を記入してください。
- ④ 申請書提出先 ⇒ みどり市農業委員会事務局（大間々庁舎）

※農地転用申請受付期間については、年間予定表をご覧ください。

不明な点は、みどり市農業委員会事務局までお問い合わせください。

電話 76-1939(ダイヤルイン)・FAX 76-1780